

名古屋ミーティング

全国青年税理士連盟の活動として、制度の改善のため外部に向けて意見書の提出や国会陳情等を行っていますが、全国の会員同士の意見交換や情報交換は充分であるとはいえません。

会員同士が直接議論を交わし、より適切な意見を外部に向けて発して行けるよう、ディスカッションの機会を設けるという趣旨で名古屋ミーティングを開催いたしました。

2002年4月に行なわれた浜松合宿から既に5年近く経過しておりますので、当時の事を知らない会員も増えてまいりました。そこで浜松合宿を参考に合宿を行ない、3つの分科会を設けて各テーマを検討しました。準備期間が短かったため、事前の情報収集が不足したことや2日間では検討しきれない部分もありましたが、全国青年税理士連盟の活動をする上での糧となり、個々の会員にとっても意識の向上に繋がった事と思います。

1. 期 日 2006年12月9日(土)～10日(日)(1泊2日)
2. 会 場 第1日目 2006年12月9日(土) 東桜会館
第2日目 2006年12月10日(日) 愛知大学車道キャンパス
3. 参加者 64名
4. 分科会 第1分科会 納税者権利擁護(人権研究交流集会での発表に向けた最終打合せを中心)
サブテーマ;
 1. 税務調査の実態
 2. 納税者の権利に関する現行法上の規定
 3. 諸外国の納税者権利憲章(手続法を含む)
 4. 納税者権利憲章制定に向けての活動
 5. あるべき姿について第2分科会 税理士法
サブテーマ;
 1. 研修の義務化
 2. 証票の更新制
 3. 無償独占とアウトソーシング第3分科会 税制問題
サブテーマ;
 1. 改正手続き
 2. あるべき税制(納税者のための)

第1分科会

テーマ 納税者権利擁護（人権研究交流集会での発表に向けた最終打合せを中心）

I はじめに

わが国の国税通則法や税法は、納税者の権利に関する具体的な規定を有していないということが判例、学説等においても指摘されてきている。とりわけ税務調査手続に関する規定や更正処分等を行う事前の手続規定を欠いていることは、納税者の権利利益の保護にとって様々な問題を提起している。

また、納税者の権利に関する制度は、税務行政の適正手続の法的整備の問題だけではなく、租税立法過程での納税者の意見聴取のあり方、税金の使途についての納税者の監視のあり方、税務情報の保護およびプライバシーの問題、税務行政に対する苦情処理手続の問題さらには税務行政庁の処分に対する権利救済手続の問題等幅広く納税者の権利について検討されなければならない。

そこで、本分科会では、2007年3月24日に開催される第13回人権交流集会(全青の発表テーマとして「税務調査では、納税者の権利は護られているのか!？」)での発表に向けて、税務行政における適正手続のあり方、特に税務調査手続に焦点を当て、検討を行うこととした。

1. 事前配布資料

- ・第1部から第5部までの検討資料
- ・国税庁税務運営指針（国税庁）
- ・税務調査の法律的知識（国税庁）

2. 参加会員 22名

- (東京) 阿部徳幸、麻生昌敬、菅原祥元、近藤東吉、坂田覚
(近畿) 五十棲裕、植木心一、高谷真
(名古屋) 鳥居翼、中西毅、西川幸一郎、大久保武史、小関剛史
(神奈川) 丹羽洋祐、山本兼司、半田茂
(埼玉) 棚澤良二、鈴木弘基、中西則之
(千葉) 西藤友美子、本多卯生
(岐阜) 清水靖

3. 進行方法

人権研究交流集会発表に向けて、参加者の意見統一を図るため、税務調査における現行手続についての問題点を検討し、あるべき姿についての議論を行う。その後、各担当部分につき発表形式等の打ち合わせを行う。

II 第13回人権交流集会発表に向けての骨子案

1. 第13回人権交流集会 平成19年3月24日～25日 名古屋国際会議場
2. 分科会タイトル 納税者権利憲章分科会

3. 分科会テーマ 税務調査では、納税者の権利は護られているのか！？

4. 分科会内容

第一部（1時間） 税務調査の実態

寸劇形式にて税務調査の実態を演じ、パワーポイント等を使い問題点の所在を解説する。題材として広田事件（荒川民商事件：最高裁昭和48年7月10日第三小法廷決定）を用いる。

担当：名古屋青税、岐阜青税

第二部（1時間） 納税者の権利に関する現行法上の規定

講義形式にて納税者の権利に関する現行法上の規定を解説するとともに、その不備による弊害等の実例を紹介する。

担当：阿部徳幸（東京青税）

第三部（1時間） 諸外国の納税者権利憲章（手続法等を含む）

講義形式にて韓国の納税者権利憲章を中心に諸外国の納税者権利憲章（手続法等を含む）を紹介する。

担当：近畿青税

第四部（30分） 納税者権利憲章制定に向けての活動

講義形式にて全青の活動を中心に納税者権利憲章制定に向けての動きを紹介する。

担当：神奈川青税、埼玉青税、千葉青税、東京青税

第五部（30分） あるべき姿について

講義形式にて国税通則法の改正、納税者権利憲章の制定など、税務調査における納税者の権利が守られるには、どうあるべきかを紹介する。

担当：神奈川青税、埼玉青税、千葉青税、東京青税

Ⅲ 参加者全員による検討内容

1. 税務調査における現行手続についての問題点

わが国の租税手続法制の現状についてみてみると、「事後手続」については、行政事件訴訟法、行政不服審査法、国税通則法といった法律が整備され、ある一定の行政処分が行われた「後」での救済手続という意味の「事後手続」については、諸外国に比べ見劣りがしない程度の立法上の手当がなされていると言える。

しかし、納税者の権利を保障していくためには「事前手続」が重要である。わが国の国税通則法及び各税法は「義務」を中心に規定がなされており、税務調査手続をみても行政裁量に委ねる部分が多い。このような現状は、納税者の権利を保障しているとは言い難く、何らかの改善策が必要である。

（参加者全員の共通認識として一致）

2. 問題点の生じる原因

（1）国税通則法及び各税法の不備

わが国の税法には、税務調査に関する規定が一条文のみに裁量的に「調査について必要があるときは・・・調査できる」（所得税法234条、法人税法153条）と定められているだけであり、重要な

手続(例えば、調査の通知、理由開示、時間・場所、代理人の選任、弁明手続、苦情申立て手続など)については何ら法文化されていない。また、税務調査の違法性を巡って多くの裁判例が出ているもののその判決はわが国の成文法主義の見地から原告納税者に不利なものがほとんどである。

(参加者全員の共通認識として一致)

(2) 行政手続法制定と適用除外

平成6年10月に行政手続法が『行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的とする。』(行政手続法第1条第1項)として施行された。しかし同法の適用については、税務行政手続についての大部分が適用を除外されている。

(参加者全員の共通認識として一致)

3. 改善策

国税通則法の改正が必要であるという意見が大勢を占める。一部意見として、併せて広く国民にアピールするために、納税者権利憲章を制定することができれば尚良し。

(1) 国税通則法の改正理由

(各意見)

- ・税務行政における適正手続きが未整備であることは、税務行政に必要以上の裁量を許す結果となり、公正で公平な行政運営を阻害しかねない。
- ・諸外国においてはフランス・ドイツ・カナダ・アメリカ・イギリス・ニュージーランド・オーストラリア・韓国・スペイン・イタリアなどで、既に納税者の権利を保護する法律ないし権利憲章を制定している。がしかし、先進国のなかにおいて経済大国であるわが国が後れをとっているのは、国際社会の潮流の中で非常に由々しきことである。今後、いっそうの世界経済のボーダレス化が進むなか、外国企業や外国人が日本に多数進出してくることが予想される。
- ・政府答弁では『税務行政は、各税法の具体的規定の趣旨に則し適正に執行されており、納税者の権利の取扱いに関しても、分かり易い広報活動等により明らかにしているため、国税通則法の改正は必要ない』とのことであるが、これを是とせず、より進んで国民に対しその権利と義務を明確にすべく、具体的な国税通則法の改正により法文化し、国民に対し税務行政への信頼をアピールすべきであると考える。
- ・日本国憲法31条で「法定の手続きの保障」が規定されているにも関わらず、質問検査権の行使にあたり現在の国税通則法では、事前救済の制度が制定されていない。納税者に対し「質問検査権」を行使する場合に、納税義務に基づく行使であるからといって、事前及び事後救済制度の整備なく「質問検査の受忍義務」を課すのは納税者に対し著しく不利益を生じさせている。

(2) 納税者権利憲章制定理由

(各意見)

- ・政府答弁では「税務行政は、各税法の具体的規定の趣旨に則し適正に執行されており、納税者の権利の取扱いに関しても、分かり易い広報活動等により明らかにしているため、国税通則法の改正は必要ない。」とのことである。しかし、これを是とせず、税務行政庁は進んで国民に対しその権利と義務を明確にすべく、納税者権利憲章の制定によりその権利を明文化し、国民に対し税務行政への信頼をアピールをすべきであると考える。

以上となる。概ね、国税通則法の改正理由や納税者権利憲章制定理由は、同じ項目が挙がった。

IV 各担当部分についての検討内容

1. 第1部 税務調査の実態

寸劇形式にて税務調査の実態を演じ、パワーポイント等を使い問題点の所在を解説する。題材として広田事件（荒川民商事件：最高裁昭和48年7月10日第三小法廷決定）を用いる。

担当：名古屋青税、岐阜青税

（検討内容）

- ・税務調査における問題点について、人権研究交流集会一般参加者に分かりやすく説明するために、寸劇開始前に簡単に説明を加える。
- ・荒川民商事件には、直接関係しないが、特に重要であると思われる「事前照会制度」「修正申告の懲憑」についての問題提起を行う。
- ・シナリオの内容確認
- ・寸劇参加者間による読み合わせ

2. 第2部 納税者の権利に関する現行法上の規定

講義形式にて納税者の権利に関する現行法上の規定を解説するとともに、その不備による弊害等の実例を紹介する。

担当：阿部徳幸（東京青税）

（検討内容）

- ・第1部の寸劇を受け、問題提起のあった箇所について、講義形式にて1時間の解説を行う。
- ・発表内容としては、実例、判例を含め「租税法律主義の沿革」「法定手続の保障と租税法律主義」「税務行政手続についての法整備の必要性」を中心に行う

3. 第3部 諸外国の納税者権利憲章（手続法等を含む）

講義形式にて韓国の納税者権利憲章を中心に諸外国の納税者権利憲章（手続法等を含む）を紹介する。

担当：近畿青税

（検討内容）

- ・今年度韓国に訪問した調査結果を活用する。
- ・各国の税制（韓国中心）の相違から生じる税務行政のあり方について検討する

4. 第4部 納税者権利憲章制定に向けての活動

講義形式にて1990年以降についての全青の活動内容について紹介する。

担当：東京青税、神奈川青税、千葉青税、埼玉青税

（1）海外視察

1991年 「アメリカ・カナダにおける納税者の権利保護制度の現状」

1993年 「オーストラリアの納税者番号制と納税者の権利」

1993年 「イギリスおよびスウェーデンの税務オンブズマン」

(2) 資料集

1993年 「税務行政手続研修資料集」

(3) パンフレット

2002年 「税務調査を知っていますか?」

(4) 意見書・要望書

1993年 「行政手続法案」に対する要望書

2000年 「税務行政における適正手続の法的整備に関する要望書」

2003年 「国税通則法の改正に関する要望書」

2003年 「国税通則法の改正に関する要望書」

2006年 「適正な税務行政手続に関する要望書」

5. 第5部 あるべき姿について

パネルディスカッション形式により、現時点での全国青税が考える納税者の権利に関わるあるべき姿について紹介する。

担当：東京青税、神奈川青税、千葉青税、埼玉青税

(検討内容)

- ・過去に提出した意見書を基に、国税通則法改正案、納税者権利憲章案を作成する。
- ・国税通則法改正と納税者権利憲章創設の項目については、重なる部分があるため、説明については同時進行とし、項目ごとに初步説明を加えながら進行する。
- ・税務調査についての我々の実体験を交えて説明を行う。

第2分科会

テーマ 税理士法

I 事前確認事項

1. 事前配布資料

- (1) 登録時修習制度および証票の更新制度の導入について（骨子案）
平成18年9月
- (2) 「税理士法」さらなる改正に向けての提言
- (3) 税理士制度に関する検討課題（第二次報告）について（具申）
平成17年6月日税連制度部

2. 参加会員 20名

- (東 京) 青木久直、秋山孝之、池田充、菊池純
(近 畿) 市木雅之、榎崎洋、岡本幸、金澤好起、坂本和穂、櫻井繁樹、松浦寛、
山田大祐、湯川直樹
(名古屋) 安藤雅康、後藤聡
(神奈川) 城田英昭
(埼 玉) 澁谷由美子、山田祐司
(千 葉) 稲田めぐみ
(岐 阜) 川崎賢二

3. 進行方法

- (1) 席形式 全員で口の字型に座席
- (2) 進行方法 サブテーマごとに、全員から意見を聴く
- (3) 全体会での報告要領
 - ①分科会で出た主な意見を報告
 - ②①の意見に対する感想等を聞く

II 実際に出た意見等（箇条書き、重複意見等もそのまま記載）

1. 研修の義務化について

－ 意見 －

- ・ 税理士は、資格の取得方法が様々なので入口の段階で資質の担保の必要がある。
- ・ 今の試験制度では、技術屋を養成しているだけである。
- ・ 登録時研修を受けた後、一定の水準に達しなければ、登録できないくらいの仕組みが必要である。ただ受けるだけでは意味がない。
- ・ 自分は登録時研修の内容は覚えていない。36時間の受講努力義務規程で研修を受ける人は増

えたが今後は義務化して証票の更新につなげていくべきである。「努力」でなく、「義務」にする。

- ・ 「36時間」は、月3時間と考えれば可もなく不可もないのではないか。
- ・ 公認会計士の研修義務は厳しい。税理士の努力義務は形骸化している。
- ・ 土地家屋調査士も研修は厳格と聞く。年配者はなかなか出席しにくい。研修を義務化した場合に早退や遅刻の扱いはどうするか。税理士は平均年齢60歳の業界なので、出席要件を厳しくすると影響する。
- ・ 様々な事情で実務経験を積めない人がいるため実務経験補習コースを設ける事が必要ではないか。実務経験がないため登録できない場合、試験に合格したのに登録不可であるのはいかがか。司法書士や不動産鑑定士に実務経験要件はない。現状では実務経験に何を求めているのか明確でない。代替する研修を用意すべきではないか。
- ・ 60歳で合格した場合などでは、そこからの実務経験はほぼ不可能である。
- ・ 2年の実務経験の代替方法として補習だけで良いのか。
- ・ 実務経験と補習の選択制とする方法がよいと思う。
- ・ 36時間研修にカウントされる認定研修は制限されている。人数による制限等もある。本来の目的は質の向上なので本人の申告制でもいいはず。名前だけ書いて受講せず帰ってきた人も時間にカウントするようなものでなく、もっと内容のある制度にすべきである。幅広く認定団体の制度を作って（一部には既にある）、その団体が行う研修を認定研修にすることなどを考えるべきである。
- ・ 全ての会員が同じ条件で研修を受けられる状況に改善していくべき。例えば往復交通時間など。
- ・ 各単位会には、任意団体に対する先入観などがあるように思う。
- ・ 質の下の人間を引っ張りあげる印象。
- ・ 努力義務は守らなければ意味がないが、義務にすると罰則がつきものになる。その場合は、36時間を受けないなら3年に一度の証票の更新を受け付けられない等の措置を考えるべきである。
- ・ 税理士としての資質の維持向上。そのためには罰則規定があっても当たり前。
- ・ 実務経験はルーチンを二年やればいいのか、という問題もある。実質的資質を問うにはどうしたらいいか。
- ・ 研修が形骸化している。税理士の業務は多様化しており改正についていくためにも資質の維持には研修は必要。義務化は必要であるが、罰則によっては証票が更新できないケースも出てくる。均等に受講できる環境整備が必要である。
- ・ 登録時研修は税理士試験改革の問題もからむ。
- ・ 現状の税理士試験はテクニク的な比重が大きい試験。実務的な民法・商法も必要では。
- ・ 研修は強制にすべき。税理士として納税者の信頼にこたえるためには必要。
- ・ 通常の研修については証票の更新にリンクさせるべき。税理士の信頼に結びつく。国民が安心して税理士のサービスを受けられるように。また登録時にも実務経験のハードルがあるが、それを補う研修があつてしかるべき。登録して即税理士としての期待にこたえられる人が登録すべき。弁護士、試験組、税務署OBどのルートでもその人にあつた登録時研修をすべきである。

- ・ 研修は強制入会制にも関連する。無償独占の堅持。日税連の制度部の将来のグランドデザインは研修は義務化、更新も導入、更新懈怠者については懲戒の適用を検討すべきとの厳しい姿勢か。強制入会堅持。公認会計士等で税務の知識が乏しい人が時折見受けられるのは問題である。厳しい義務制が必要ではないだろうか。
- ・ 他士業での実務要件は半年のものがあるが、それくらいで質が上がるか疑問。36時間研修も受けっぱなしが多い。その後に試験をして、もし数が減ったらどうするのか、というネガティブな意見もある。レポートの提出などを義務付けて、とにかく受けっぱなしは避けるべき。
- ・ 他士業の研修で効果測定が一定以上で会から仕事がもらえるという制度も参考にしてはどうか。
- ・ 36時間の長さより中身が重要である。
- ・ 登録時研修は必須であり2年間の実務に変わる研修補習コースは取り入れるべき。だが研修の義務化は不必要。義務化しなければ勉強しないという者は税理士であるべきでない。義務ならやめる高齢者が多いはず。アウトソーシングのために数を確保せねばならないのに減らすのはどうか。会場に来て爆睡するだけでは義務にする意味は無い。
- ・ 登録時研修、実務経験補習コースは賛成。通常研修は義務化したほうがいい。
- ・ 名古屋会だと通常の研修で36時間は軽くクリアできる。しかし他の各単位会の条件としてはどうか。間口が広い税理士業界なので、実力はピンきり。質の向上は登録時にハードルを高く、それから通常の研修をすればよい。
- ・ 研修で資質の維持は難しい。資格取得制度を研修と関連して考えるべき。
- ・ 名古屋会では支部集会年間10回も研修に参入している。
- ・ 東京地方会は、本会の研修があまり多くない。支部の研修は例会時のみが多く外部研修も使わないと難しい。
- ・ 5科目合格が当然としないと、研修をやれば3条8条問題はもういい、と思われては困る。研修がどこまで身についたかを検証する必要がある。実務補習の研修をするのならば、税理士会がその間の生活を保障できるのか。試験制度を一次試験、登録時に二次試験と設けるのが良いのでは。研修もインターネットもただ流しているのでは意味がない。レポート提出を義務付けても極端に言えば代書の可能性だってある。
- ・ 研修は試験制度と密接な関係。試験制度の話は避けて通れない。税理士法の勉強の機会がない。司法書士、会計士、行政書士などには試験の中に士業法が数問出題されるが、税理士にはない。税理士法を学ぶ必要がある。

2. 研修の義務化に続き試験制度について

研修の義務化は試験制度、資格取得制度にもつながる論点。現行の税理士試験制度のあり方、問題点についても検討したい。

－ 意見 －

- ・ 今の試験がいいと思う人はいないであろう。暗記・スピード重視ではいけない。条文持ち込みを可能にするべき。科目には民法、商法等を加えるべき。
- ・ 昨年の日税連執行部との懇談会では、執行部に試験科目について次のような質問をした。現状の計算問題はコンピュータの時代に求められていない資質の検証になってしまっている。リー

ガルマインド、法律論もトレーニングできる内容にすべき。理論問題も単なる暗記で、6条の税理士の資質を計れるのか。科目も民法、憲法などを加えるべきではないか。試験方法も、短答式で浅く論述式で深く2段階で行う方法もある。

- 日税連側の意見は、試験制度を変えようとする必要があり、国税審議会にも委員から質問が出る。実現にはかなりの法改正が必要であり、そこで話がストップする。認識は日税連執行部も青税と同じだが、役所側は試験制度には触りたくない。今後の課題であることはいうまでも無いということであった。
- 試験制度は今ままでいいが研修で補完する。36時間の中に必修の時間を設ける。税理士法など。試験科目を増やすと詰め込みが多くなる。資格取得制度を一本化するのが大事。
- 暗記とスピードの試験は改めた方がいい。試験科目にない税理士法はしっかりした研修として勉強すべき。
- 試験科目に士業法がない。他の士業は2~3問出題があり否応なしに勉強。試験と研修どちらかでしっかり勉強する必要がある。ただし、研修でやってもモチベーションがないとしっかりやるのは難しい。
- 基本は試験合格の資格取得であるので、2条業務の資質を精査できるように試験科目に取り入れるべき。段階的に税法の中に国税通則法をとり入れていくべき。
- 科目は今ままで良いと思うが、コンピュータの時代に簿記・財表2科目は必要なのだろうか。民訴法も必要である。法規集持込も考えるべき。
- 詰め込み式はよくない。資質を試験と研修で担保すべき。入り口が広ければ研修で絞る。試験には、業法をいれるべき。また「36時間」の中に毎年必ず税理士法を入れてそれをクリアさせることも必要
- 日税連の執行部との懇談会では、相手の主張を考慮して内容を考えるべき。例えば数を減らさず質を落とさないように。1次試験で数を確保、2次試験で質を担保。修習制度の採用など。
- 試験科目で国税通則法はなぜないのか。本来税法のベースになる部分である。国犯法も知っておく必要はある。(徴収法はあるのだが)
- 前回の日税連との懇談会では、試験制度の話も出た。弁護士の法曹人口も会計士も増える。それでは税理士の立場はどうなるか。規制改革で税理士法も流れが変わった。アメリカの圧力や国際会計基準。将来、税理士は要らない制度になってしまう可能性もある。知識が担保されていない人間が税理士になるのは問題がある。しかし規制改革委員会からすると(門戸を広げ)ダメな税理士は市場で淘汰されるべきだと考えられている。司法書士と税理士が今資格取得するのに一番大変な印象がある。ロースクール卒で高率合格だとすると日税連は税理士会の組織と地位を守りたい意識はある。
- 法改正に手間がかかるからといって、日税連として試験制度改革に取り組めないのは本末転倒である。実害がないから手をつけないのではだめだ。試験制度の中身については計算と理論に分けて考えると、計算は必要である。理論は方法を変えるべきであり、短答式で広く浅く、論述式で深く検証する方法が良いと思う。
- 税理士法改正の手間がかかる。財務省は省益でしか動かない、法改正が大変というのは大義名

分であり、やっても得することがないから触らないだけ。

- ・ 国税三法の所得税、法人税の選択は両方必須にすべきである。一次試験である程度の科目の基本的なところを抑える体系にしたほうがよい。
- ・ 公認会計士3000人、税理士1000人。公認会計士の租税法の新試験は、良い問題であるといわれている。これにより、税理士との区別がなくなってくる。税理士も会計参与で会社法の勉強が必要になる。税理士として社会に通用するのか。税理士は、今後どの辺の仕事をやっていくか。名称独占になり公認会計士の名前で税務を出来るようになった場合に、納税者の選択はどうか。国は公認会計士との資格の一本化を図っているのかも。会計参与のため、出廷陳述権のための特別試験を設けるなどして、資格内資格という形が必要なのではないか。
- ・ 公認会計士が合格しやすくなっている。同じ労力で勉強するならば、受験するものは公認会計士を選ぶであろう。
- ・ やはり時代に即した制度として変えていく必要がある。
- ・ 出廷陳述権についても、税理士は民事訴訟法を学んでいない。一方司法書士は100時間研修で最後に試験があり、それにより簡裁代理権を得ている。ドイツの税理士のように最終的に訴訟代理権をとるというゴールがあるなら、勉強する仕組みを整えるべき。
- ・ 税理士にとって会計参与がゴールではありえない。逆に業務を広げて自らのクビを締めている感がある。
- ・ 税理士会がどこに向かっているのかわからない。補佐人制度についても関わらないで税理士を終えている人がほとんどだろう。それなのに試験科目に入れる必要はあるのか。それぞれの税理士の得意分野があつてよいのでは。
- ・ 韓国では、短答式でさらに英語もあり、そして論文式の試験とういようになっている。
- ・ 日本の税理士試験は合格者数を調整している。それは官から降りてくる数との調整のためだ。
- ・ 近畿税理士会との懇談会では、青税はOBもダメ、会計士もダメというが、それでは無償独占の維持はどう考えているのか、という話があつた。試験合格者を増やしていくという議論は青税で今までになかった。
- ・ 選択なので受けていない科目については同じだ。自分で勉強していく。OBに1科目でも受けてくれというのは、受かるはずがない、という前提がある気がする
- ・ 試験の目的は資質の検証。資質を全て検証するのは実際には不可能。短答式で広く浅く。論述式で深く。その上で資格内資格を考える。そうしなければ、朝日新聞の記事のように相続税ができない税理士がいる、と書かれる。

3. 証票の更新制度について

- ・ 写真を付けかえるだけではなく検証作業とセットの更新であるべき。研修だけ受けていれば質の維持になるというわけではない。
- ・ 数を減らしたくないからと胡坐をかいている人に遠慮する必要があるのか。入り口として合格者を増やすべきでは。

4. 無償独占とアウトソーシングについて

税理士会・日税連は無償独占を堅持すべきというスタンス、それは何故なのか。

無償独占、有償独占、名称独占、それぞれについて考える必要がある。

－ 意見 －

- ・ 無償独占は、税理士制度を維持していくために必要か。税理士会外部ではこの言葉は知られていない。納税者にとって必要かどうかは疑問だ。
- ・ 無償独占のために税務支援の従事日数が増えるのはやむを得ないか。
- ・ 無償独占はやはり維持していくべき。そのためにはアウトソーシングも受けざるを得ない。
- ・ 無償独占はもともとの発端は国の為、国民の為。メリットデメリットはそれぞれの立場からどうなるか。

国は・・・特定の間を管理すればすむ。税理士会に強要して使っていける。デメリットはアウトソーシングのとき都合が悪い。

税理士・・・メリットは大きいけどデメリットは税務支援に行かされる。

国民・・・誰に頼んだらいいか明確。だが価格的にはどうか。無償独占があるために税理士は切磋琢磨してこなかった。被害者は国民ではないか。

F P等・・・参入の邪魔。

- ・ 有償独占にしたら、銀行、商工会、青申会、F Pなどに仕事が流れていく。やはり無償独占は必要。しかし、アウトソーシングの受け皿は本来の形ではない。
- ・ 公務員の数を減らすためのアウトソーシングの押し付け。税理士の本来のあり方を見極めて対処すべき。還付の作業を行うのは社会貢献ではない。
- ・ 無償独占と表裏一体で税務支援はあるのだろうが、アウトソーシングはそれとは違い下請け的である。
- ・ 無償独占は維持すべき。競争入札できることがおかしい。市場原理で規制改革委員会が問題にするだろうが、別の問題。
- ・ 無償独占をなくしたら一番困るのは国＝税務署のはず。
- ・ 平成20年からはアウトソーシングは税理士業務に対するものとそれ以外とで分けると聞いている。
- ・ 無償独占をなくしたら税理士は滅亡。米屋、酒屋と同じ。郊外の量販店に客を取られて昔ながらの酒屋はなくなる。国民は困らない。困るのは国税サイドと税理士。無償独占どころか税理士でなければ相談・申告してはいけないことを一般納税者はほとんど知らないのでは。無償独占を外れても仕事ができる能力をつけるのが理想だが、国税サイドが都合の良いことをやらせる時は、いつも無償独占がでてくる。電子申告もアウトソーシングもそうだ。
- ・ 無償独占でなくなり監督権が及ばなくなるのは、行政サイドにとって不都合。
- ・ 立会調査権限は税理士にしかない所以他土業は「やりっぱなし」の恐れ。
- ・ 税理士の顧問料は不動産収入と同じようだと、他土業に羨ましがられる。無償独占なしで立会いをスポットで頼まれるとなると税理士は成り立たなくなる。
- ・ 記帳代行で報酬を得るケースが税理士には多いが、他土業の経営する低額の記帳代行センターが増えている。無償独占が外れるのは時間の問題なのかもしれない。税務支援は税務署の下請けとしてではなく、税理士会が独自でやるべきである。税理士会の会費を高くして、税務支援

に出たら高めの報酬を払うなども考えとしてあるのか。

- ・ 税務代弁者取締規則は、でたらめな節税を取り締まるための規則だった。無償独占を外すとまた逆戻りしてしまう。税務体系の安定化のためにも無償独占は必要。司法書士の簡裁代理が弁護士が増えていくとどうなるか注目される。
- ・ 弱腰になる必要はないのにそうになってしまうのは、税理士の質が落ちているからではないか。維持のために勉強が必要。
- ・ 今までは税務支援の日数を協議していたが、単位会によっては上から日数を言い渡される形式になった。これからさらに増えていく。
- ・ 国民の為の税理士制度ということを考えると、無償独占の維持は国民の為というロジックは成り立つか。
- ・ それは難しい。租税制度の維持、税務体系の安定化、ならいえる。
- ・ いい加減な申告書は国民のためにならない。だからこそ無償独占がある。
- ・ やはり税理士に頼まなくてはいけないと、国民に認識してもらうことが必要。
- ・ 無償独占を維持するためには、資質を確保しなければいけない。
- ・ 現状の制度をただ維持する事に胡坐をかかない姿勢を持ち続けるのが青税の姿勢。
- ・ 違法で業務する団体があるが申告書は間違いが多く、調査は立ち会えない。そういう経験を納税者にさせない。
- ・ 現在国民の3～5%を相手にわれわれは仕事をしている。年末調整廃止だと4～5千万人が対象になる。3～5%を守るために40～50%を相手にするのか。
- ・ 無償独占が国民の為、というのは判断として難しい。税務体系の安定化等かなり広いとらえ方から考える。
- ・ 税理士はプロフェッショナルであり、医師などに例えられる崇高な職業という考え方。国民の為になる制度である。
- ・ 無償独占でなくなったときに、例えば銀行で利率に付加されていたら納税者の為にならない。
- ・ 銀行が信託会社にデータを提供などすれば、納税者のためになるか疑問である。
- ・ 無償独占を盾にアウトソーシングを受けるのはいかながなものか。自発的にすべき。
- ・ 国税は「税務支援は、本当は税理士がやるべき」と考えている。
- ・ 今後はアウトソーシング分が強制的な労働として広がっていくのではないか。

第3分科会

テーマ 税制問題

I 事前確認事項

1. 事前配布資料

- (1) 税制改正に関する答申（平成 17、18、19 年度）
- (2) 税制改正の大綱（平成 17、18 年度）
- (3) 税制改正の要綱（平成 17、18 年度）
- (4) 平成 19 年度税制改正に関する建議書（日税連）
- (5) 公開研究討論会資料「税制改正の透明化の実現」（東京税理士会）
- (6) 税制調査会 議事録・提出資料 他

2. 参加会員 22名

- (東京) 浅野雅史、坂爪勸、沖本和也
(近畿) 四方健策、杉下成之
(名古屋) 河崎一男、林めぐみ、堀部克己、片山泰宏、荒川章三、岡崎拓郎、
磯野道則、河村裕明、鈴木春美
(神奈川) 大沼はるみ、金井浩一、高垣希
(埼玉) 松本裕政
(千葉) 吉田俊広、松崎美和
(岐阜) 加藤直之、深川祐司

3. 進行方法

- ・①法人課税（法人税、消費税）、②個人課税（所得税、資産税）、③税制改正手続の3チームに分けチームごとに各事項の検討を行なう。
- ・10日 10:00～11:00 大塚耕平参議院議員と税制改正に関する懇談会。
- ・各チームごとにまとめた検討内容をパワーポイントにし、プロジェクターを用い全体会で発表。

II 各チームの検討内容

1. 法人消費課税検討チーム

(1) 法人税

留保金とオーナー課税は廃止！ただ、これは税理士会や党税調がこの方向で検討中であることを考えると、別の内容を検討した方が良いのではないか。

①同族会社の留保金課税制度

- ・経緯

同族会社の留保金課税制度は、個人株主が利益処分を先送りし、配当課税が繰り延べられるこ

とに対処するために、その代替的課税として昭和29年に創設された。

課税停止ではなく廃止すべき。

②役員報酬損金不算入規定→廃止すべき。

③同族会社の特別規定

留保金課税もそうであるが、同族会社の特別規定自体を廃止すべき。同族会社だけを規制するのはおかしい。(行為計算否認規定等)

④減価償却

- ・30万円未満は減価償却資産とせず、全額損金算入
- ・一括償却資産や少額減価償却資産は廃止

⑤交際費課税

- ・原則として全額損金算入が望ましい。これに違反する場合には、使途不明金としてペナルティを与えることで、交際費の濫費を抑止する。(5千円以下云々は必要性を失う)
- ・全額損金算入が無理な場合には、譲歩案として、中小法人の交際費等の定額損金算入限度額内の10%課税制度を廃止し、慶弔費は交際費の範囲から除外すべき。適用要件を厳しくする。案内や弔意メモなどを添付資料として保存する

⑥退職給付引当金

- ・退職支給額があらかじめきちんと就業規則により定められていること等の条件を充足していれば、退職給付引当金の繰入について損金算入を認めるべきである。
- ・過去の改正で課税ベースの拡大(引当金の廃止)をすることにより税率が引き下げられ、これにより欧米の基準に合致し、国際競争力を高めたといわれるが、ピンとこない。
- ・日税連で作成された中小会社会計基準においても、引当金として計上しなければならないとされており、退職給与引当金制度が廃止されたことにより、商法等の会計規定と税法との差も広がる一方である。
- ・また、退職給付引当金の計上においては、要支給額を客観的に確実に把握できる場合には、租税回避行為を抑止するために、厳格な要件のもとに、満額計上を認めても良いのではないか。

(2) 消費税

①簡易課税

- ・基準期間による事前届出制を廃止し、当該事業年度申告時における選択制とすること。
- ・課税期間開始前に原則課税か簡易課税かを選択することは、中小企業とりわけ小規模事業者が事前に判断するのは難しい。
- ・原則課税にするか簡易課税にするかを選択する余地のある企業は、本来原則課税で納付すべき法人であるから、簡易課税を一度選択したら2年間継続しなければならないという縛りをつける必要はない。
- ・簡易課税は必要なのか?導入時には必要であったであろうが、18年も経った今においては、売上高1千万以下の事業者を対象とするだけで十分なのではないか。
- ・もし残すのであれば、みなし仕入率の判断が困難であることから、事業区分を簡素化すべきと提案する。

- ・みなし仕入率を一つか二つに絞り込み、簡易課税制度は本来事務手続きを簡素化することを目的に導入されたことを考えると、例えばみなし仕入率を一律50%にしてしまい、簡易課税という方法をとって計算の簡便な方法を選択する代わりに、余分に税金を支払ってもらうというものでよいのではないか。
- ・また、みなし仕入れ率を一律にしてしまうことにより簡易課税を選択していた中小企業が原則課税を選択するケースが増加することが見込まれるので、帳簿要件の緩和化が求められよう。

②消費税額控除（参考）

所得税における消費税額控除制度の創設（米国バーモント州、ハワイ州）。例えば医療費について保険医療まで課税対象が及んだ場合、一定所得以下の消費について（現行の医療費控除で採用されている所得控除ではなく）負担した消費税の税額分について所得税額から税額控除するという方式。

〔長所〕 新たな負担、転嫁を強いられる消費者に対する救済手段として有効。

〔短所〕 異なる税間で横断するという危険性がある。

③免税点

法人消費税の免税点は必要ない。しかし個人消費税については、超小規模零細事業者（駄菓子屋のおばあちゃん等）を保護する観点から免税点は残しておくべきであろう。

④課税事業者

法人については、設立時の資本金の額に関らず、初年度から課税事業者の対象とすべきである。

2. 個人所得課税検討チーム

（1）個人所得課税の現状と課題

- ・現在の個人所得課税の税負担は低い水準にある。
- ・税源移譲後の納税者の79.9%が最低税率適用者で所得税額に占めるシェアは23.3%である（政府税調基礎問題小委員会より）。
- ・税収不足の現実から増税は必至である。
- ・課税最低限について→生活水準の最低限を考慮しなければ課税最低限は決められない。

（2）あるべき所得課税の外観

- ・消費税収の全体の税収に占める割合が高まっている現在、逆進性を持つ消費税増税を語る前に、所得税の所得再分配機能を再評価すべき
- ・所得税の課税最低限の見直しと、税率構造の見直しで、所得税の機能を強化する
- ・基礎控除の引き上げと、人的控除、物的控除の見直しによって簡略化する
- ・税率の引き上げと、累進税率の強化
- ・給与所得控除の見直し

（3）所得区分

- ・10種の所得区分は担税力や収入原因を考慮すると適正に機能しているのか
- ・証券税制の簡素化
- ・利子所得、配当所得とキャピタルゲインの一本化
- ・不動産所得の性質は、発生原因からとらえた場合、資産に起因する所得であるか事業に起因す

る所得であるか、その区分が難しい

- ・退職所得について重課する議論が上がっているが、社会情勢の変化や節税目的の排除などの議論を考慮しても、退職一時金の役割、担税力などに大きな変化はないと思われる → 慎重な検討が必要
- ・一時所得は担税力や収入原因を考慮すると適正に機能しているのか
→ 競馬の馬券の払戻金など、源泉徴収されていないものがあるが、源泉徴収すべき
- ・分離課税と総合課税のあり方の再検討が必要

(4) 所得控除

- ・そもそも所得から、物的、人的控除をするのは問題がある。
- ・扶養控除などは、高所得者と低所得者で受けられる恩典が違う。
- ・福祉の問題は福祉で解決すべきであり、税金で解決すべき問題ではない。
- ・基本的には、人的・物的控除に変えて、基礎控除の引き上げで対応するのが望ましい。
- ・基礎控除を引き上げる場合、担税力を十分に考慮する。

(5) あるべき所得税制

- ・いたずらに政策目的で、所得税改正を行うべきではない。
- ・個人所得課税においても、公平・中立・簡素な税制を目指さなければならない。
- ・社会情勢の変化に応じて、本来の所得税の機能を果たすことができるような、所得税制を構築すべき。

3. 税制改正手続検討チーム

(1) 問題点

ここ数年の不可解な税制改正

「特殊支配同族会社の役員給与に係る損金不算入制度」

「土地建物等の譲渡所得の損失の損益通算の禁止」改正につづく唐突な改正

「租税法律主義が要請する予測可能性を害するという意味において、大いに問題がある。」

(2) 平成 18 年度税制改正の流れ

各省庁から財務省主税局に対して要望提出

↓

政府税制調査会審議スタート 17.10.25

↓

政府税調、首相に答申提出 17.11.25

↓

自民党税制調査会審議スタート 17.11.28

↓

自民党税調、税制改正大綱発表 17.12.15

↓

財務省、税制改正大綱発表 17.12.19

↓

財務省税制改正要綱閣議決定 18.01.17



内閣は法案を国会に提出 18.02.03



衆議院・参議院にて審議 国会成立

・政府税制調査会

中長期的な税制改正の方向性を打ち出すほか、毎年末に翌年度改正の答申を出す。

・自民党税制調査会

自民党税調は税制に精通したベテラン議員を中心とした税制の最終決定機関で、年度改正に主軸を置き、党の各部会と調整して翌年度改正の税制改正大綱を策定。公明党と与党協議を開き、与党税制改正大綱をまとめる。

・「国会は唯一の立法機関」（憲法 4 1 条）

課税要件法定主義を考えると、国会で立法されることの意義を検討すべき。

・議員立法 政府立法（内閣提出立法）・・・・・・相当数あることが問題

（3）大塚耕平議員との懇談会

・時間の短さが問題

・大綱・要綱・国会提出までの期間が約一ヶ月

・法案審議の期間が約2ヶ月で、審議は殆どされずに、通過し可決される。

・太政官政治の構造が問題

・行政が政治を支配している構造。

・陳情が受け入れられない。（陳情先）

・民間税調の設立の提案

法案提出は議員立法と政府立法があり、民間税調で法案を国会に直接提出することはできない。

（4）今後の課題

①自民税調のオブザーバーの席を一つでも多く税理士の席を置くように党に働きかける。

②政府税調「正委員」に、税理士を参画することを明記させるべき。（上月税理士は特別委員であり議決権無し）

③パブリックコメントの実施

行政手続法 39 条に意見公募の手続きは「納付すべき金銭について定める」租税法律については適用除外とされる規定がある。

この、適用除外を外すことを要望する（根拠を探る必要あり）。・・・・東京青税で要望書を提出済

④世論を味方に